



平成 22 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ア イ・ピ ー・エ ス  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 寛  
(JASDAQ・コード4335)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 森 田 哲 也  
電 話 078 - 361 - 0040

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成22年9月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行う。
  - (2) 各部門の従業員は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規定に適合した職務執行を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る各種書類は法令等に従い、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、各リスクについてリスク管理責任者を定める。
  - (2) 管理部は全体のリスクの統括管理を行ない、リスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行う。
  - (3) 経営企画室は内部監査の一環として、法令及び定款並びに諸規定等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに関係諸部門のリスク管理責任者に対して報告し、対策を講じるとともに、取締役会、監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策について機動的に策定する。
  - (2) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を明確にし、適正かつ効率的に職務を行う。
  - (3) 法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等の専門家と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、適正かつ効率的な職務を行う。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保する

ための体制

- (1) 企業集団における業務の適性を確保するための体制の構築が必要になった場合には速やかに当該体制を構築する。
6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
    - (1) 監査役会の職務を補助すべき使用人は、各監査役と協議のうえ、取締役から独立した使用人を配置する。
  7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
    - (1) 取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
    - (2) 当社の経営上に重要な影響を及ぼすおそれのある法律上、財務上の諸問題または著しい損害を及ぼすおそれのある事象を発見した取締役及び使用人は遅滞なく監査役会に報告する。
  8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - (1) 各取締役は監査役と意見交換をする機会を確保するように努める。

以 上